

# 紙の請求・領収書は今のままで構いません！

電子帳簿保存について「紙の請求書は出せなくなるの？」「新しい機械を買わなきゃダメなのか？」など、複数の会員さんから質問がありました。



2022年1月1日に改正電子帳簿保存法が施行され、帳簿のデータ保存について見直しが行われました。2年間は準備期間とされましたが、2024年1月からは電子取引は印刷ではなく、データのままで保存することを義務付ける内容です。

ただし電帳法はオンラインで完結する電子取引についてのものなので、紙の発注・請求書や領収書を規制するものではありません。手書きはもちろん、紙で受け取っているなら機械出力の書類でも、2024

年以降もそのまま保存で問題ありません。

取引の電子化に売り上げ拡大など利点があるので自主的に行う、取引先の要求で移行が避けられない、などの経営上の理由があるなら別ですが、電帳法を理由にこれまでの書類の形を変える必要はありません。

すでに電子取引を行っている人、これから電子取引を始める人は、①システム概要に関する書類の備え付け（使用マニュアルの用意）、②見読可能装置の備え付け（パソコン、モニターなどの用意）、③検索機能の確保（「取引年月日」

「取引金額」「取引先」などで任意の取引を発見できるようにする）④データの真実性を担保する措置（事務処理規定の例が経産省／中企庁のHPに公開されています）の整備が必要になります。迷ったら民商にご相談ください。

## 尾北民商ニュース

2022年  
12月12日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

	2023年12月末までに受け取るもの	2024年1月から受け取るもの
手書きの請求・領収書	従前の通り	従前の通り
印刷された請求・領収書 (ファックスふくむ)	従前の通り	従前の通り
電子データで受け取った請求・領収書	従前の通り (印刷して保存でもよし)	電子データのままで保存

## 尾北地域で頑張る業者さん！

古美術ギャラリー  
昌永さん



みなさん、お気軽に  
来てくださいと  
二代目店主さん

犬山市、魚新通りにあります。

お気に入りのものだとお茶の時間がよりいっそう楽しく過ごせそうですね。

優しい店主さんにいろいろ聞きながら、品定めを楽しんで！自分のお気に入りを見つけに是非行ってみてください。



## 年末年始の日程について

### 年末年始休業

12月29日（木）～1月5日（木）までの間、尾北民商事務所は休業いたします。

### 年末調整事務

右の日程の通りに行います。

給与台帳、源泉徴収簿、納付書、電卓など、ご持参ください。

また、従業員から扶養控除申告書、保険料控除申告書などを提出してもらってください。



## 年末調整事務の日程

月	日	曜	会場	受付時間		
				10時～ 12時	13時～ 16時	18時～ 20時
12	26	月	民商事務所	○	○	△
	27	火	民商事務所	○	○	○
1	6	金	民商事務所	○	○	△
	10	火	民商事務所	○	○	○
			大山事務所	○	○	△
11	水	民商事務所	○	○	△	